

## 「コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金」に関するQA集

Q1	新規・拡充事業とはどのようなものですか。	A1	団体が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の支援のために、これまでの経験ノウハウを生かし、新しく実施する事業を「新規事業」としてしています。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の支援のために、団体がこれまで実施してきた事業の規模を拡大して実施する事業を「拡充事業」としてしています。
Q2	補助金対象となる経費はいつからのものが対象ですか	A2	交付決定後の経費となります。(令和3年4月1日以降の交付決定の日から)令和2年度の経費は対象外です。
Q3	令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金で「社会的弱者を支える充実支援」(新規・拡充事業)事業で採択されました。この事業を継続するために補助金申請したいのですが、対象でしょうか。	A3	「令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金」において採択された新規・拡充事業は対象外とします。ただし、同一事業であっても支援対象者が明らかに異なる場合は対象とします。(例:支援対象が子どもであった事業を高齢者も対象として事業を拡充して実施など)
Q4	事業採択通知を受け取ったのですが、補助金はいつ振り込まれますか。	A4	採択通知を受け取っただけでは補助金の振り込みはありません。詳しくはフローをご覧ください。
Q5	公益財団法人ですが、実施要領に定める事業実施主体第1条(4)サの①について、剰余金の分配を定款に定めていないが、申請はできないでしょうか。	A5	実施要領に定める事業実施主体は「島根県社会貢献活動推進事業実施要綱」第10条に定める登録の要件を基に定めています。 一般社団法人、一般財団法人については非営利性が徹底された法人を対象と考えていますので、実施要領第1条(4)サの条件すべてに該当する法人に限りますが、公益社団法人、公益財団法人の場合は剰余金の分配を行わな

			いことを定款で定める必要はないため、実施要領第1条(4)サの①に該当がない場合でも申請可とします。
Q6	交付決定通知書があれば、補助金は入金されるのでしょうか。	A6	概算払請求書(様式第6号)を提出いただくと、事業完了前に補助金を振り込みます。
Q7	新規・拡充事業ではない、団体の事業継続のために必要なコロナ対策の経費(消毒液やウイルス対策の空気清浄機など)は補助金対象でしょうか。	A7	団体の事業継続のために必要なコロナ対策の経費は補助金の対象外となります。
Q8	県の他の経費支援を受けている場合又は受けることとなった場合は補助金申請ができますか。	A8	補助対象となった事業について、県の他の経費支援を受けている場合又は受けることとなった場合は、補助対象とできません。(実施要領案第2条第4項参照)